

坂田公認会計士事務所通信 5月号

お客様各位

平成24年5月1日

風薫る五月、ますますご健勝の事とお喜び申し上げます。いつも一方ならぬお力添えにあずかり、誠にありがとうございます。皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、今月の事務所通信は下記の3項目についてまとめました。

1. 今月の事務
2. 社会保障と税の一体改革への対応策
3. コラム～税金申告期限に間に合わないときは

1. 今月の事務

今月はゴールデンウィークの影響で稼働日数が少ない会社もあり、連休明けの仕事が貯まっているかもしれません。

今月は地方税の事務が多く、自動車税と固定資産税の納期限であり、また、今年度の個人住民税の特別徴収税額の通知書が各市区町村から送られてくるので、各従業員に通知するとともに特別徴収事務に備える必要があります。

2. 社会保障と税の一体改革への対応策

3月30日に、社会保障と税の一体改革関連法案が閣議決定され、現在国会で審議が進められています。

この改革に関して、中小企業への影響とその対策を考えてみました。

- ① 消費税の引き上げ 平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げ予定であり、消費税納付額の負担を抑えるために、給与から外注費へシフトするなど課税仕入の割合を増やすことが必要です。
- ② 65歳までの希望者全員の継続雇用義務 いきなり65歳まで雇用義務が課されるわけではなく、平成25年から段階的に65歳まで引き上げられる予定です。なお、現時点では継続雇用の対象者を限定できますが、これには労使協定で基準を定める必要があり、労使協定がなければ解雇扱いとなって助成金が受給できなくなることに留意して下さい。
- ③ 非正規労働者の雇用安定策 先月号で労働者派遣法が改正されたことをお伝えしましたが、こちらはパート労働者を対象としたもので、有期労働契約が更新されて5年を超えると無期契約に転換されるものです。そのため、1年単位で反復更新している場合は、通算して5年になる前に6か月以上の空白期間を置けば無期契約に転換せずに済みます。
- ④ 社会保険の適用拡大 社会保険の対象者を、週所定労働時間20時間以上、月額賃金7万8千円（年収94万円）以上、勤続期間1年以上とする方針が出されています。対象会社は従業員501人以上ですので、中小企業への影響は小さいですが、平成28年4月の実施以降、対象が拡大することが予定されており、注意が必要です。

これ以外にも年金制度改革やマイナンバー導入などが議論されており、今後も順次ご報告していきます。

坂田公認会計士事務所通信 5月号

3. コラム～税金申告期限に間に合わないときは

個人の確定申告期限は毎年3月15日、法人は決算日から2カ月以内と決まっています。

通常なら、この期限内に確定申告書を提出し、税金の納付を完了させなければなりません。業務多忙や請求書が入手できないなどの理由により決算・税金計算が確定しない場合の対処策として、申告期限内に仮の金額で決算と確定申告を行い、後日税金を確定させてから修正申告を行うことがあります。

この場合、当初の申告では税金を多目に払うのと少な目に払うのではどちらが得策でしょうか？

一見当初に多目に払っておいて後日還付を受ければ高い利率の還付加算金が付くので得するように思われますが、実はこれはお勧めできません。何故なら、税務署は一旦提出された申告税額を還付する場合は必ず調査を行うことになっているのです。つまり、当初の税額が多ければ税務調査を呼び込むことになるのです。

今月末は3月決算会社の法人税確定申告期限です。確定申告は期限内に終わるようにしましょう。

また、お急ぎの場合は私どもにご用命いただければ対応いたします。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネスラスト

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>